

## 条 例

埼玉県私立学校助成審議会条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十八号

埼玉県私立学校助成審議会条例

#### （設置）

第一条 私立学校に対する助成の更なる適正化及び効率化を図るため、知事の附属機関として、埼玉県私立学校助成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### （所掌事務）

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針その他振興助成に関する重要事項について審議する。

#### （組織）

第三条 審議会は、知事が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。

#### （任期）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、一回に限り再任されることができる。

#### （会長）

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### （会議）

第六条 審議会の会議は、知事が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### （会議の公開）

第七条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

#### （議事録）

第八条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名押印しなければならない。

（委任）

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。